

「総合的な学習の時間」に関する一考察 —横断的・総合的・探求的な学習に向けて—

佐々木 隆

プロローグ

2019年度の教職課程において「教育の基礎的理解に関する科目等」において、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」が新たに配置され、科目として「総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法」が設置された。ここでは「総合的な学習の時間」に注目したい。

1 「総合的な学習の時間」とは何か

上越教育大学名誉教授・新井郁男によれば、「総合的な学習の時間」とは以下の通りである。

知恵蔵の解説

1998年7月に出された教育課程審議会の答申に基づいて、2000年度に小学校から高校まで一斉にスタートした教育課程の新しい制度。従来の教育課程は、小・中学校では各教科、道徳、特別活動の3領域、高校では各教科と特別活動の2領域で編成されていた。総合的な学習の時間は各学校において教育課程上必ず置かれるが、学習活動が各教科等にまたがるので、内容は示されておらず、年間総授業時数だけが提示され、どのような内容・方法で実践するかは各学校に委ねられている。ただ、国際理解、情報、福祉・健康などの課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題、といった観点が例示されている。特に小学校では、国際理解教育の一環として外国語教育を行うことが期待されている。⁽¹⁾

1998年の学習指導要領の改訂に伴って導入が決定し、全国の小学校3年～中学校と盲・聾(ろう)・養護学校(現、特別支援学校)の小・中学部では2002年度から、高等学校と盲・聾・養護学校の高等部では2003年度から実施されている。「総合的学習」「総合学習」ともよばれる。「総合的学習の時間」の実施が開始されたのは1999年度からとなった。「総合的な学習の時間」の導入経緯については『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(1999)によれば、以下の通りである。

総合的な学習の時間については、これからの教育の在り方として「ゆとりの中で「生きる力」をはぐくむ」との方向性を示した平成8年7月の中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(第一次答申)において創設が提言された。この答申では、「「生きる力」が全人的な力であるということ踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進しうるような新たな手立てを講じて、豊かに学習活動を展開していくことが極めて有効であると考えられる」とし、「一定のまとまった時間(総合的な学習の時間)を設けて横断的・総合的な指導を行うこと」を提言した。⁽²⁾

では具体的にはどのような内容なのであろうか。『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(2009)によれば、改善事項を含め、「総合的な学習の時間」の目標は次の通りである。(下線は筆者による)

- (1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- (2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- (3) 学び方やものの考え方を身に付けること
- (4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- (5) 自己の在り方生き方を考えることができるようにすること

という五つの要素から構成されている。(3)

2009年の学習指導要領においては下線部分が改訂として新たに文言が加えられた箇所である。今後はアクティブ・ラーニングといった教育方法の導入によりさらに効果が期待されている

では具体的な内容はどうか。最も抽象的に表現されている「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと」を『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』(2009)より確認しておきたい。

総合的な学習の時間では、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すことを目標にしている。これまで実施されてきた横断的・総合的な学習は、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題、自己の在り方生き方や進路にかかわる課題等、一つの教科等の枠に収まらない課題に取り組む学習活動を通して、各教科・科目等で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活に生かし、それらが生徒の中で総合的に働くようにすることをねらいとしてきた。したがって、例えば、複数の各教科・科目の指導内容を、特定の課題のもとに相互に関連付け、教科横断的に学習活動を進めていくことも考えられる。また、これまでも、総合的な学習の時間については、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育てることをねらいとして示していたが、今回の改訂では、その趣旨を一層明確にする観点から、探究的な学習についても目標に明確に位置付けた。総合的な学習の時間において、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して」としたのは、以下の理由による。

- 「生きる力」が全人的な力であることを踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進する必要がある。
- 各教科・科目等の学習を通して身に付けた知識・技能等は、本来生徒の中で一体となって働くものと考えられるし、一体となること

が期待されている。

- 容易には解決に至らない日常生活や社会, 自然に生起する複合的な問題を扱う総合的な学習の時間において、その本質を探って見極めようとする探究的な学習によって、この時間の特質を明確化する必要がある。⁽⁴⁾

総合的な学習の時間（小学3年生～6年生まで各70時間）（中学1年生50時間、2年生70時間、3年生70時間）、総合的な学習の時間の標準単位数は卒業までに3～6単位配当（高等学校）と各学習指導要領で示されている。教科でないため数値化による評価の対象ではない。

2 2020 オリンピック・パラリンピックの活用について

「総合的な学習の時間」の目標の中には事例として「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題」が取り上げられている。この観点からオリンピック・パラリンピック（以降、「オリパラ」と略す）が2020年に東京を中心に開催されることを受けて、「総合的な学習の時間」の学習内容として論じていきたい。

(1) 国際理解

オリパラは政治とは関係なく、スポーツ及び平和の祭典として実施されることは“Fundamental Principles of Olympism”でも示されている通りである。

1. Olympism is a philosophy of life, exalting and combining in a balanced whole the qualities of body, will and mind. Blending sport with culture and education, Olympism seeks to create a way of life based on the joy of effort, the educational value of good example, social responsibility and respect for universal

fundamental ethical principles.

2. The goal of Olympism is to place sport at the service of the harmonious development of humankind, with a view to promoting a peaceful society concerned with the preservation of human dignity.
6. The enjoyment of the rights and freedoms set forth in this Olympic Charter shall be secured without discrimination of any kind, such as race, colour, sex, sexual orientation, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status. ⁽⁵⁾

国際理解の観点から第6項目に注目してみたい。国際問題と絡み、国としてオリンピック不参加、あるいはボイコットするといったことが実際に行われた。かつて日本も1980年のモスクワオリンピックに参加しなかった。その理由は旧ソ連のアフガン侵攻に抗議し、アメリカが先導するかたちで西側諸国の多くが参加をボイコットし、日本もこれに同調した。スポーツと政治について様々な議論が起きた。最終的な参加国数は80カ国（84年のロサンゼルス五輪は140カ国）であった。この報復的な措置として旧ソ連をはじめとした東側諸国が反対にロサンゼルス五輪をボイコットした経緯があった。スポーツの世界に政治が介入したよい例である。しかし、スポーツ交流は国交のない国であっても国際試合や親善試合としてスポーツ交流が行われることもまた事実である。国交正常化する以前の日中の卓球による交流も、「ピンポン外交」と呼ばれたことはあまりにも有名である。また、北朝鮮ともスポーツによる交流としてプロレスや卓球による交流がなされたこともある。

(2) 情報

情報と言う観点では、オリパラに関する情報や過去の資料などはインターネットを通して入手することが容易だ。オリンピック憲章(Olympic

Charter)、国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee)、公益財団法人日本オリンピック委員会 (Japanese Olympic Committee)など報道等などのコメンティターやキャスターの論評や意見に左右されずに、自身で直接アクセスすれば、最新の情報が入手できるだけでなく、直接英語でその内容を読むことも可能である。第一ソースから直接資料を入手することで、客観的な事実を知り、自身による主体的な意見を組み立てることに活用することができる。第一ソースからの情報を得ることの重要性を理解することができる。

(3) 環境

総合的な学習の時間で言う「環境」とは学校における学習環境を指す。このため、図書室（図書館）の充実など、総合的な学習、探求的な学習を行うための学習環境を整えることなどが中心となる。しかし、環境を学習環境という教義ではなく、自然環境と言う意味でとらえれば、問題はさらに大きくなり、社会問題と展開することになる。

オリパラ開催地が抱える大きな問題として経済的問題と会場の確保がある。2020年東京オリパラでは、新国立競技場の建設や築地・豊洲問題が浮上したことはあまりにも象徴的である。さらに、その他の競技会場についても既存の会場の利用や整備、新しく建設するものなど、自然保護や環境問題と切り離して考えることはできない。こうしたことが2016年の東京都知事選挙、その後の小池百合子東京都知事の対応を見れば明らかである。

(4) 福祉・健康

パラリンピック、また、オリンピックの大きな課題となっているドーピングの問題がある。

前者については「広報メッセージ」に注目しておきたい。

(日本語) みんなの輝き、つなげていこう。

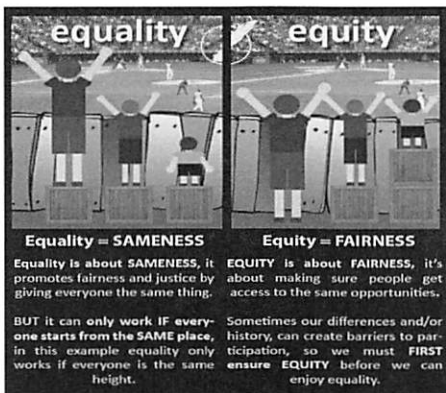
(英 語) Unity in Diversity

東京 2020 大会の基本コンセプト「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」とも調和するよう、「一人ひとりの多様な個性の輝きが結ばれて、未来へとつながる大会にしたい」という願いを込めて作成しました。(6)

“diversity”の「多様性」はまさに多様な意味を持つ語である。オリパラを考えれば、健常者も身障者もまさに Unity された社会の在り方が求められている。内閣府のホームページには障害者差別解消法について以下のように説明されている。

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定されました。このリーフレットは、障害者差別解消法の概要やポイントをお伝えするものです。(7)

現在、この法律の下で障害者への合理的配慮が強く求められている。



(8)

この図はよく Equality 「平等」と Equity 「公正」を説明する際に用いられている。オリパラの開催地として障害者差別解消法とこれらとセッ

トにして考えることで、日常生活の観点からひとつひとつ考えていくよい契機となることは自明の理である。

また、ドーピングの問題は現在、オリパラだけではなくスポーツ大会全体での大きな課題である。さらにこれを薬物全体として考えれば、スポーツだけでなく麻薬（合成麻薬を含む）などの薬物乱用の問題としてさらに深刻化して来る。「健康」という観点から単に「健康とスポーツ」に焦点を当てることが多いが、すでに社会全体だけではなく、世界的に見ても大きな問題となっている薬物の使用、違法ドラッグについて問題意識を持つことは横断的・総合的な学習である。

（４）横断的・総合的な課題

これまで「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」と言った分野を高等学校の教育課程の教科に当てはめて処理しようとするれば、「木を見ずして森を見ず」のことわざ通りとなってしまうのである。最近ではマネジメントでも「葉を見て木を見ず」「土を見て木を見ず」といったようなことが言われているようである。⁽⁹⁾

「総合的な学習の時間」で求められている「複合的な問題を扱う総合的な学習の時間において、その本質を探って、、、」を実践するためには、教科の横断的・総合的な学習が必要である。この意味でオリパラを取り上げることは、「総合的な学習の時間」の趣旨に合致するものである。

3 アクティブ・ラーニングの活用

文部科学省のHPでは「初等中等教育分科会（第100回）配付資料」（2015年9月14日10時～12時）の「資料1 教育課程企画特別部会論点整理」の「2. 新しい学習指導要領等が目指す姿」において次のように項目が立てられている。

（1）新しい学習指導要領等の在り方について

(2) 育成すべき資質・能力について

1. 育成すべき資質・能力についての基本的な考え方
2. 特にこれからの時代に求められる資質・能力
3. 発達の段階や成長過程のつながり

(3) 育成すべき資質・能力と、学習指導要領等の構造化の方向性について

1. 学習指導要領等の構造化の在り方
2. 学習活動の示し方や「アクティブ・ラーニング」の意義等⁽¹⁰⁾

「アクティブ・ラーニング」については次のように記述がある。

次期改訂の視点は、子供たちが「何を知っているか」だけではなく、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という「知っていることを使ってことであり、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性など情意・態度等に関わるもの全てを、いかに総合的に育んでいくかということである。⁽¹¹⁾

国際理解の推進、問題解決や探求活動としての情報ツールの活用、開催に向けて会場設置と環境問題、身障者の社会参加、ダイバシティとして東京を考える教材としての可能性を指摘した。現在行われているものもある程度インターネットで公開されているが、オリンピック・パラリンピック教育として実施されている。オリンピック憲章、クーベルタン、嘉納治五郎といったところに触れ、いわゆるオリンピックリズムの理解のプロセスとしてこうしたところを取り扱っているが、「よりよい人生を送るか」と言ったところへ踏み込むとすれば、扱う内容はもうひとつ深くならなければならないだろう。オリンピックのビジネス化、プロ化の問題はスポーツマンシップという原点にまで立ち返ることになる。もともとはアマチュアリズムの象徴としてオリンピックが位置付けられていたものが、各国が報奨金や賞金制度を設けたことにより、オリンピックそ

のものの在り方を考える必要性さえある。日本でも 2015 年 10 月にスポーツ庁が設置され、これまでオリンピックは文部科学省、パラリンピックは厚生労働省という区分けを統合してスポーツ庁がオリパラを扱うこととなったが、スポーツ庁長官自身もメダル数獲得について口にし、NHK の解説委員自身もオリンピック&パラリンピックについて、第 1 も目的として「国威発揚」を挙げるなど、オリンピック憲章に抵触する発言を行っている事実もある。⁽¹²⁾

特に高等学校の「総合的な学習の時間」には「知っていること」よりも「知らない」情報を与えることにより、より深く物事を考える契機とすることが重要であると思われる。特に高校 3 年生で 18 歳に達するものは選挙権もあるため、政策を十分に知る必要がある。マスコミの情報に依存せず、自らのリサーチによりオリンピック憲章には何が謳われているのか、オリパラに対する政策等の内容の検討、スポーツマンシップと報奨制度等をはじめ、大きくは国際情勢とスポーツといった外交政策に係る内容まで検討することができる。こうした内容を生徒に対して、単に知識だけを与えるのではなく、どのように思考し、どのように判断するのか、また、自身の思考判断をどのように表現するのかを問うのがまさに「総合的な学習の時間」としての教材となるだろう。

4 特別活動との連携

『高等学校学習指導要領解説 総則編』(2009)によれば、「総合的な学習の時間」と「特別活動」の趣旨を踏まえれば、「総合的な学習の時間」を「特別活動」の代替とすることができる。

総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は 集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成な

ど、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。⁽¹³⁾

2020年オリパラは単に知識としての学習にとどまらず、ボランティア活動などにより直接かかわることも予想されることである。社会体験、社会奉仕という側面はもちろんのこと、英語を通しての対応もあり、まさに横断的・総合的・探求的な体験学習となる。

特に、ボランティア活動等が個人で行うものではなく、組織的に行われることから、集団活動の形態をとることにもなり、特別活動の趣旨とも合致するものである。「総合的な学習の時間」と「特別活動」では評価の点でも共通するばかりではなく、2019年より導入される教職課程の科目配置においても「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」（2単位）を配置するように求められている。「特別活動」と「総合的な学習の時間」を15回の授業計画の中で取り上げることで1科目配置することになっている。こうした法令上の扱いを見ても、この2つが共通する目標や内容を備えていることが判るだろう。

エピローグ

情報公開や情報発信が盛んに行われていることから、「総合的な学習の時間」又は「オリンピック教育」としてオリパラを取り上げている例を見つけることはさほど苦勞しない。しかし、ほとんどのものがオリンピック史やオリンピック憲章に軽く触れているだけで、2020年の東京オリパラの問題を直視しているものはほとんどないと言ってよい。クーベルタンや嘉納治五郎に触れているものは多い。これはオリンピック教育の雛形に従って進めている弊害ともいえるだろう。

「総合的な学習の時間」の「その本質を探ってみ極めようとする探究的な学習」の「本質」を何処に求めるかによって、結果は大きく異なることは明らかである。筆者は大学院・大学で国際文化交流関係の授業ではこのオリンピックについて取り上げるだけでなく、教員免許状更新講

習、さらには高等学校への模擬授業（出前授業とも言われることがある）においてもこの問題を取り上げることがある。

「総合的な学習の時間」では教員がある一定の正解と思われるような方向性へ誘導することが最も危険である。ひとりひとりが自身の意見を組み立てていくことが重要で、異なる意見を持つ者と協同して問題解決に取り組むことが必要である。中学校・高等学校での特定の教科では取り扱うことのできない横断的・総合的な学習が必要である。この意味でも2020年の東京オリパラを「総合的な学習の時間」の教材として考えることは「生きる力」を育成するものとしてふさわしいものである。

注

- (1) 上越教育大学名誉教授・新井郁男「知恵蔵の解説 総合的な学習の時間」（2007）
(<https://kotobank.jp/word/%E7%B7%8F%E5%90%88%E7%9A%84%E3%81%AA%E5%AD%A6%E7%BF%92%E3%81%AE%E6%99%82%E9%96%93-182781>)(2017年7月27日アクセス)
- (2) 『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』（文部科学省、2009年7月）、p.3.
- (3) Ibid., p.9.
- (4) Ibid., p.10.
- (5) <http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter> 2016. pdf, p.10 (2017年7月30日アクセス)
- (6) <https://tokyo2020.jp/jp/news/notice/20160516-01.html> (2017年7月30日アクセス)
- (7) http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html (2017年7月30日アクセス)
- (8) <http://buzzap.jp/news/20141111-equity-vs-equality/> (2017年7月

31 日アクセス)

- (9) http://d.hatena.ne.jp/matsubara_corenet/ (2017 年 7 月 31 日アクセス)
- (10) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1364306.htm (2017 年 7 月 31 日アクセス)
- (11) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1364316.htm (2017 年 7 月 31 日アクセス)
- (12) NHK 番組『おはよう日本』(2016 年 8 月 21) で刈谷富士雄解説委員が五輪開催 5 つのメリットとして「国威発揚」を挙げた。
- (13) 『高等学校学習指導要領解説 総則編』(文部科学省、2009 年 7 月)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2010/12/28/1282000_01.pdf#search=%27%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%E8%A7%A3%E8%AA%AC+%E7%B7%8F%E5%89%87%E7%B7%A8%27(2017 年 8 月 10 日アクセス)、p.50.

【キーワード】総合的な学習の時間、横断的・総合的な学習、2020 東京オリンピック・パラリンピック、アクティブ・ラーニング